

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会

第1回議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会（第1回）

議事次第

日 時：令和元年9月3日（火）14：00～15：42

場 所：中央合同庁舎第5号館 専用第13会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）体罰等によらない子育ての推進に関する検討会について
- （2）今後の検討課題と進め方について
- （3）意見交換

3. 閉 会

○大野課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」、第1回を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本検討会の座長選任までの進行をいたします家庭福祉課課長補佐の大野と申します。よろしく願いいたします。

開会に当たりまして、子ども家庭局長の渡辺が御挨拶申し上げるところですけれども、遅れる関係で、総務課長の宮本より、御挨拶を申し上げます。

○宮本総務課長 局長が所用によって、遅れて参加となりますので、私のほうから一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず、挨拶に入ります前に一言申し上げたいと思います。先週、再び痛ましい事件が発生いたしました。鹿児島県出水市で4歳の女の子の方がお亡くなりになったことは、誠に残念であり、心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。厚生労働省といたしましては、関係自治体を通じまして事実関係の把握に努めているところでございまして、確認された状況も踏まえまして必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

さて、本日お集まりいただきました皆様方におかれましては、御多忙の中、御参集賜りまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

児童虐待の問題につきましては、児童相談所の相談件数も増加の一途をたどっておりまして、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いております。この中には、保護者がしつけと称して虐待を行い、死亡に至る重篤な結果につながるものが多数ございます。こうしたことを踏まえまして、本年6月に成立いたしました児童虐待防止法等の改正法におきまして、体罰が許されないものであることが法定されました。今回の法改正による体罰禁止は、保護者が痛みや苦しみによって子どもの言動を支配するのではなく、体罰によらない子育てを推進するため、子育て中の親に対する支援も含めて社会全体で啓発していく取組の一環でございます。

この検討会では、体罰の範囲や体罰の禁止に関する考え方を、国民や関係者にわかりやすく普及するためのガイドライン作成を目的に、日ごろから児童虐待防止対策や子育て中の親に対する支援に御尽力している方々、あるいはこれらの知見をお持ちの方々にお集まりいただいております。今後、皆様とともに、より国民や関係者にわかりやすいガイドラインを作成するとともに、子育て中の親に対する支援や、その周知方法についても御検討いただきまして、親が子育てに悩んだときの支援に速やかにつながるようにしていきたいと思っております。

何とぞ御論議のほど、よろしく願い申し上げます。

○大野課長補佐 ありがとうございます。

カメラの撮影は、ここまでとさせていただきます。

(カメラ退室)

○大野課長補佐 傍聴される皆様におかれましては、傍聴時の注意事項の厳守をお願いい

たします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は右上に番号を付していますが、資料1から5までの5点となっております。

資料1は、体罰等によらない子育ての推進に関する検討会の開催要綱となっております。

1枚紙になります。

続きまして、資料2ですが、今後の検討課題等の案を示させていただきます。

続きまして、資料3、体罰等によらない子育ての推進についてになります。

続きまして、資料4が、高祖構成員から提出いただきました資料。

資料5が、1から8。6から8は、このような形のもので、7が右上に番号を付させていただきます。6から8は、このような形のもので、7が右上に番号を付させていただきます。6から8は、このような形のもので、7が右上に番号を付させていただきます。6から8は、このような形のもので、7が右上に番号を付させていただきます。

もし資料のほうに欠落等ございましたら、事務局までお申しつけください。

なお、本検討会は原則として公開で開催し、資料及び議事録も公開することとしておりますが、特別な事情がある場合には非公開とすることもございます。

まず、議事1「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会について」、事務局より説明いたします。

○柴田室長 家庭福祉課虐待防止対策推進室室長の柴田と申します。よろしく申し上げます。

それでは、最初に検討会開催の趣旨について御説明いたします。資料1をご覧ください。

「1. 趣旨」にありますように、本年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律におきまして、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他監護及び教育に必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならないこととされました。

これを受け、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドライン等を作成し、国民や関係者にわかりやすく普及するとともに、保護者に対する支援策もあわせて周知を行うなど、体罰等によらない子育てを推進するために本検討会において議論を行うこととしております。

構成員につきましては、2枚目、別紙のとおりでございます。

本日は第1回でございますので、構成員の御紹介をさせていただきます。お手元の資料1の別紙により、順次御紹介させていただきます。

恵泉女学園大学学長の大日向構成員です。

○大日向構成員 よろしくお願いたします。

○柴田室長 認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事の高祖構成員です。

○高祖構成員 よろしくお願いたします。

○柴田室長 成育医療研究センターこころの診療部乳幼児メンタルヘルス診療科診療部長の立花構成員です。

- 立花構成員 よろしくお願ひいたします。
 - 柴田室長 CARE Japan代表の福丸構成員です。
 - 福丸構成員 よろしくお願ひいたします。
 - 柴田室長 NPO法人せたがや子育てネット代表理事の松田構成員です。
 - 松田構成員 よろしくお願ひします。
 - 柴田室長 日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員・幹事の森構成員です。
 - 森構成員 よろしくお願ひします。
 - 柴田室長 四天王寺大学看護学部教授の山田構成員です。
 - 山田構成員 よろしくお願ひいたします。
 - 柴田室長 3の「その他」として、(1)本検討会は厚生労働省子ども家庭局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
 - (2)本検討会には、構成員の互選により座長をおき、検討会を統括する。
 - (3)本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
 - (4)本検討会は、原則として公開とする。
 - (5)本検討会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課が行う。
 - (6)この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上、定めるとしております。
- 以上でございます。
- 大野課長補佐 次に、事務局の職員ですが、お手元の座席表にて紹介は省略させていただきます。
- それでは、議事に入らせていただきます。
- 最初に、座長の選任を行わせていただければと思います。本検討会は、構成員の互選により座長を選任することとなっております。構成員の皆様から御推薦をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。
- 松田構成員 大日向先生にお願いできればと思います。お願ひします。
 - 大野課長補佐 松田構成員から大日向構成員の御推薦がありましたが、御異議はございませんでしょうか。

(委員首肯)

- 大野課長補佐 御異議はございませんので、大日向構成員には、恐れ入りますが、本検討会の座長のほうをお願ひいたします。

恐れ入りますが、座長席まで御移動をお願ひいたします。

(大日向構成員、座長席に移動)

- 大野課長補佐 それでは、大日向座長より、一言御挨拶をお願ひいたします。
- 大日向座長 改めまして、大日向でございます。座長を務めさせていただきます。構成員の皆様方の御協力をいただきまして、当検討会の円滑な運営に努めてまいりたいと思ひ

ますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。お手元の議事次第をご覧くださいませ。

まず、議事2、今後の検討課題等につきまして事務局（案）が資料2に示されておりますので、これにつきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○柴田室長 それでは、資料2をご覧ください。「今後の検討課題等（案）」としまして、お示しさせていただいております。

1. 体罰禁止の考え方。
2. 体罰の範囲等。
3. 体罰等によらない子育て推進方策及び保護者への支援策としております。

この下の矢印でございますけれども、上記の検討課題について、構成員から実際の取組事例の報告等を踏まえながら、年内目途に取りまとめ予定ということとしております。

説明は以上でございます。

○大日向座長 ありがとうございます。

こちらの検討課題等につきまして御意見ありますでしょうか。御意見ありましたら、いただきたいと思いますが。よろしゅうございますか。

特段ないようでございますので、それでは今後、この検討課題につきまして、年内を目途に取りまとめたいと思いますので、御議論のほう、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、議事3「意見交換」でございますが、まず体罰等によらない子育ての推進に関して、先日の法改正も含めた現状について事務局より御説明いただいた上で、構成員の皆様から自由に御議論いただきたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○柴田室長 資料3をご覧ください。資料3に基づきまして、今回の検討の前提、参考とさせていただくために、1枚目でございます「令和元年児童福祉法等改正法について」、「2. 体罰の考え方・範囲について」、「3. 啓発・保護者支援策について」、御説明したいと思います。

まず、「1. 令和元年児童福祉法等改正法について」、御説明したいと思います。

2ページ目をお開きください。平成31年3月19日に関係閣僚会議で決定されました児童虐待防止対策の抜本的強化についてにおきまして、1の①体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進として、体罰禁止について法定化する。体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行うとされております。

それを受けて、下の3ページにありますように、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律におきまして、体罰の禁止が法定化されているところでございます。

この①にありますように、親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とするということでございます。

この改正法によります改正後の規定について、5ページをご覧ください。5ページ目が今回の改正法による改正後の規定でございます。

児童虐待の防止等に関する法律におきましては、第14条で、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならないという具体的な規定が加わっております。

児童福祉法においても、ここに記載のありますとおり、児童相談所長、児童福祉施設の長等が体罰を加えることができない旨の規定が加わっているところでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。こちらは、衆議院及び参議院におけます、児童福祉法等の一部を改正する法律に対する附帯決議をつけております。このスライドにありますように、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体的な例示を示したガイドライン等を早期に作成するとともに、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発活動に努めること。その際、子どもに手を上げてしまった保護者を追い込むのではなく、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口についても周知し、支援することということが決議されております。

次に、7ページ目から「体罰の考え方・範囲について」、御説明させていただきます。

8ページをご覧ください。ここから、これまでの児童の権利委員会からの指摘・意見を御紹介したいと思います。

2006年の児童権利委員会一般的意見8号におきまして、11の下線部ですが、体罰を、どんなに軽いものであっても、有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰と定義するとされています。

また、14の下線部ですが、子ども、とくに乳幼児の養育およびケアのためには、子どもを保護するための身体的な行動および介入が頻繁に必要とされることを認識する。これは、何らかの苦痛、不快感または屈辱感を引き起こすために意図的かつ懲罰的に行われる有形力の行使とは、まったく別である。懲罰を目的としない、人々を保護するために必要な有形力の行使は認めていることとされています。

次に、9ページをご覧ください。こちらは、2010年6月の児童の権利委員会の審査最終見解として、47を御紹介しますと、体罰が法律上明示的に禁止されておらず、民法及び児童虐待防止法が、特に適切なしつけの行使を許容し、体罰への許容性について不明確であることを懸念するとされています。

10ページをお開きください。こちらは、2019年2月の児童権利委員会第4・5回日本の定期報告に係る所見におきまして、パラ26(a)で、法律、特に児童虐待防止法及び民法によって、どんなに軽いものであっても、全ての体罰を明示的かつ完全に禁止することとされています。今回の体罰禁止の法定化は、勧告の内容にも対応するものと考えております。

続いて、11ページでございます。こちらは、学校教育法における体罰の禁止に関する規定について御紹介いたします。

学校教育法第11条に、校長及び教員は、体罰を加えることはできないという規定がございます。

その下に、平成25年3月13日付文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知をつけています。この通知におきまして、「2 懲戒と体罰の区別について」に、(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある、とされております。

(2) で、(1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当するとされています。

3は、正当防衛及び正当行為として、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使について、体罰に当たらない旨の記載がなされているところでございます。

次に、12ページをご覧ください。こちらは、法案審議における議論の抜粋でございます。ポイントとして、12ページのスライドの下の矢印に書いておりますけれども、体罰の本質は、懲戒を目的として行われる身体的な苦痛を与える行為。今回禁止される体罰の範囲には、言葉・態度により戒める行為は含まれないという趣旨の答弁がなされています。

なお、今回の体罰の範囲に言葉による戒めを含めていない理由については、スライドの中段にあります。令和元年6月18日の参議院厚労委の政府参考人の答弁をつけておりますが、正当な言葉による叱責と不当な言葉掛けとの線引きについて国民的な合意ができておらず、言葉による心理的負荷については明示的に禁止することが現段階では困難ではないかというふうに考えておりますと答弁しているところでございます。

13ページをご覧ください。児童虐待の定義について、おつけしております。御案内のとおり、児童虐待防止法第2条に児童虐待の定義が置かれておりますが、下の矢印で書いてございますように、体罰と虐待(特に身体的虐待)との間には、程度によって重なる部分があると考えております。

続いて、14ページからは「啓発・保護者支援策について」、御説明したいと思います。

15ページ、16ページのスライドは、愛の鞭ゼロ作戦について載せております。これまで厚生労働省で、体罰・暴言によらない子育てを推進するために、愛の鞭ゼロ作戦として、ここがございますようなリーフレットを配布して啓発を行ってきております。このパンフレットは、体罰等が脳に影響を与えることを含めて科学的に示した上で、子育てをする際に保護者が心がけるポイントなどを示してございまして、今回の検討会で取りまとめるガイドラインを周知する際にも参考にしていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、17ページからは保護者支援策について御説明させていただきたいと思えます。初めに、支援体制の話として、市区町村における保護者に対する支援体制の全体像を御説明したいと思えます。17ページのスライドにありますように、市区町村・都道府県の支援体制として、大きく分けると、子育て世代包括支援センター、上部青色部分です。市区町村子ども家庭総合支援拠点、中央の緑色の部分。そして、児童相談所、下記オレンジ部分がありまして、左側の縦軸にあるように、虐待などのリスクの程度に応じて、要保護児童対策地域協議会、右の紫色において関係機関が情報共有を行いながら対応するというたてつけになっております。

具体的には、次のページから御紹介させていただきますが、子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点については、一体的に設置することを可能としておりまして、同一の主担当機関が2つの機能を担いまして、効果的な取組が実施できる仕組みを構築することとなっております。

18ページをご覧ください。子育て世代包括支援センターです。これは、リスクの低い家庭も含めて、全ての妊産婦、乳幼児、保護者等への、妊産婦から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的としたものです。保健師等を配置しまして、妊娠・出産・育児に関する相談に応じるとともに、健診などの母子保健サービスあるいは子育て支援サービスを一体的に行う機関です。

次の19ページと20ページに現在の設置状況をつけておりますが、2020年度末までに全国展開を目指しております。

続いて、21ページをご覧ください。市区町村子ども家庭総合支援拠点です。この支援拠点の役割は、よりリスクの高い家庭や支援が必要な家庭に対しまして、実情の把握や相談等への対応を行うということです。具体的には、要保護児童などの危機管理や対応、アセスメントを行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、支援を実施するということになっております。

こちら、次のページで実績をつけておりますが、2020年度までに全市町村に設置するという目標としているところでございます。

23ページをご覧ください。続きまして、市区町村が主体となって行っている具体的な保護者支援事業のうち、主なものを御紹介したいと存じます。

23ページは、乳児家庭全戸訪問事業でございます。これは、保健師などが生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問して、育児等に関するさまざまな不安や悩みについて相談に応じるということとともに、子育て支援に関する情報提供を行うアウトリーチ型の支援を行っております。乳児家庭の孤立化を防ぐとともに、支援が必要な家庭を適切なサービス提供につなげることを目的としているところであります。

24ページをご覧ください。養育支援訪問事業でございます。今、御説明した乳児家庭全戸訪問事業等により把握しました、支援が必要と思われる家庭を訪問して、養育に関する相談指導・助言を行う事業でございます。保健師などが訪問して、出産後、間もない時期

の保護者に対して、育児不安の解消や養育技術の提供を行う。あるいは、必要に応じて育児援助、家事援助などの支援を行っています。

続いて、25ページをご覧ください。子育て短期支援事業です。これは、養育支援訪問等に加えまして、支援を必要としている家庭については、児童養護施設等において一定期間、養育保護を行う子育て短期事業の活用が可能となっております。この事業は、（１）ショートステイ、（２）トワイライトステイ事業がございまして、育児不安や育児疲れなどを含めた身体的・精神的な軽減を行いまして、子どもとその家庭の福祉の向上を目的とした事業になっているところでございます。

26ページをご覧ください。利用者支援事業です。この事業は、子育て家庭とか妊産婦が関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談あるいは情報提供、助言等を行うものです。より効果的に利用者が必要な支援につながるように、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行っています。

具体的なイメージは、下の27ページにおつけしております。ご覧いただきますとわかりますように、子育て中の親子からの相談に対しまして、利用者支援専門員が助言や利用支援を行い、ネットワークの構築や社会資源の開発を行っているところでございます。

28ページをご覧ください。地域子育て支援拠点事業です。この事業は、地域における身近な場所で、子育て中の親子の交流の場や育児相談、地域の子育て関連情報の提供等を行うものでございます。先ほど御紹介した利用者支援事業と一体的に運営することも可能でありまして、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進しております。これによりまして子育ての孤立化を防いで、地域や必要な支援とつながれるように、子育て中の親子が気軽に集って相互交流を行うことで、子育ての不安や悩みを解消することを目的としております。

29ページでございます。ファミリー・サポート・センター事業です。この事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者あるいは主婦等を会員としまして、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。相互援助の活動の内容としては、保育施設までの送迎とか、保育施設の開始前や終了後の子どもの預かりなどです。

最後、30ページでございます。一時預かり事業でございます。この事業は、日常生活の突発的な事情などによりまして、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かるものです。スライドにございますように、実施場所や対象児童により、さまざまな類型がございます。

事務局からの説明は以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

それでは、ここから事務局からのただいまの御説明も含めまして、ここから構成員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴できればと思っておりますが、いかがでしょうか。本日、第1回目ということでございますので、御出席の全構成員の皆様から御発言をお願いできればと

思っております。もし特段挙手ということがなければ、名簿順でもよろしゅうございますか。資料を高祖構成員と森構成員が御提出くださっておりますので、御発言のときに資料に触れながら御説明いただくということで、まずは名簿順に御発言いただきまして、その後に関係もございしますが、また自由な討議ができればと思っております。

最初に、高祖構成員からお願いいたします。

○高祖構成員 児童虐待防止全国ネットワークの高祖と申します。意見書を出させていだきましたので、それに沿ってお話しをさせていただきたいと思っております。

一番最初に、今後の検討課題等ということで、3点御提示がありましたときにお話しをしたほうがいいかなと思ったのですけれども、検討会で議論いただきたい観点についてということで書き出させていただきました。今回、ガイドラインをとということが一番メインにはなるとは思いますが、「体罰等によらない子育ての推進」というところについても、ぜひ議論をお願いしたいと思っております。

さらに、今、柴田室長からのお話の途中でありましたが、体罰自体のガイドラインということですが、この検討会自体が「体罰等によらない子育て」、「等」というのが入っておりますので、法的なところでは暴言は含まないというニュアンスが多分あったのではないかとと思っておりますが、そこ(暴言)も含めて、時間も限られていると思っておりますけれども、御議論いただけるといいのかなと思っております。

一番最初の体罰禁止の考え方のすり合わせというところで、体罰の範囲をこのメンバーがある程度共通認識を持った上でないと、ガイドラインがとてもぶれていくと思っております。それは、意見書の下に書かせていただいたので、後ほど説明させていただきたいと思っております。体罰のガイドラインを作成して、それを全国に広めていくに当たって、こういう場合はどうなのかとか、いろいろな懸念事項あるいは戸惑いなどが起こると思っております。ぜひそういうさまざまな洗い出しなどもしたほうがいいのではないかとと思っております。

その次、体罰等によらない子育て推進方策及び保護者支援策ということで、体罰によらない子育てをするための情報提供。「愛の鞭ゼロ作戦」のリーフレットの作成に私もかかわらせていただきましたけれども、そちらの活用、さらに新規にわかりやすいツール作成など。あるいは、母子手帳にそもそも記載していくとか、今、そんなに細かいことを言っても仕方ないかもしれませんが、母子手帳配布時とか定期健診時に「体罰を使わない子育て」について伝えるなども必要。あと、両親学級や子育て講座などで情報提供する。そして、先ほども保護者支援というところで御説明がありましたけれども、子育てひろばは、相談しやすい場づくりというところはすごく欠かせない存在かなと思っております。

そして、検討課題の中にありませんでしたけれども、この検討会ではなくて、別のところが検討してくださるのかもしれませんが、子ども自身、自分が体罰・暴力を受けることが当たり前ではないことを学んだり、意見表明したりというところについても、ぜひ考えていただければと思っております。

さらに、親のみならず、一般の方もそうですが、支援者が共通認識を持って、親支援、

子育て支援にぜひ当たっていただきたい。そのためには、国民全体への広報、PRをぜひと思っています。

それぞれに対して、いろいろ発言させていただきたいことがあるのですが、まずは体罰のガイドライン作成ということが当面のところだと思いますので、先ほども御説明ありましたが、国連子どもの権利委員会の、どんなに軽いものであっても、全ての体罰を明示的かつ完全に禁止するというところを、この検討会の中での共通認識として、そこからスタートできたならと思って書かせていただきました。

その次の子どもの権利委員会のところは例示ですので、ここは読みません。

さらに、厚労省の児童虐待の定義、ここは皆さん御存じのとおりだと思いますけれども、身体虐待のところに、殴る、蹴る、叩く。叩くというのも入っておりますので、その辺も含めてガイドラインのベースということで参考にさせていただきたいと思っておりますし、今回、暴言というか、言葉のところはなかなか難しいとありましたが、心理虐待も上に書きましたけれども、性的虐待やネグレクト、心理虐待も、おまえが悪いからだということで、暴言や心理的ところが体罰に至り、体罰から心理的のところまで、両方相互に行われることがかなりありますので、ぜひこの辺も踏まえた議論をしていただければと思っております。

以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

最初の検討会で議論したいという観点につきましては、資料1の1ポツの「趣旨」のところに、ガイドライン作成のみならず、体罰等による子育て推進ということが含まれ、明記されていると思っておりますが、高祖委員から、そのあたりをより細かく明らかに提起していただきましたことを感謝いたします。ありがとうございます。

また、体罰のガイドラインにつきましても、貴重な御意見、たくさんありがとうございます。

次に、立花構成員、お願いいたします。

○立花構成員 体罰をやってしまったている親御さんの中には、やっちゃいけないということはわかっている、ついやってしまったり、自分で抑えられないといった方もいるかと思っております。その背景には、その方の不幸な大変な生い立ちだったり、大変な環境だったり、いろいろあつたりすることも多いかと思うのですけれども、そういった親御さんたちにやっちゃだめとだけ言ってもなかなか親子の支援にもつながりづらいかと思うので、そういう親御さんたちをどういうふうにサポートしていくか、それぞれのいろいろななかかわる職種で、親御さんへのアドバイスだったり、サポート体制がガイドラインに盛り込まれるといいかなと思います。

そういった親御さんにいろいろな立場の職種の方がなかかわるかと思うのですけれども、アドバイスの仕方とか助言内容、方法もその職種によって多少違ったり、考え方も違ったりするかなと思うのですが、そういったあたりのいろいろな親子になかかわる職種の観点か

ら、少し具体的にどういう支援が実際できるか、どういうふうにやったほうがいいのかというのを盛り込まれるといいかなと思います。

○大日向座長 ありがとうございます。

それでは、福丸構成員、お願いいたします。

○福丸構成員 福丸と申します。よろしくお願いいたします。白梅学園大学に属しております。心理のバックグラウンドですので、そのあたりの観点から少しお話しさせていただければと思います。

先ほど高祖構成員から、体罰等の枠組み、言葉についてというところがございましたけれども、私のほうもとても共感というか、賛成で、この部分がとても大事なかなと思っております。「等」とついているところで、ネグレクト、心理的虐待といったところ、とても大きな社会的問題であり、トラウマの視点とか逆境体験といった視点で、子どもたちがどんな経験をして成長しているのかという視座も必要。それは、自己肯定感が育ちにくい中で、次、親、次世代になっていく循環にもなっています。そういった意味でも、少し視点を広げて捉えていく。暴言、DVも少し視野に入れたほうがいいのかと考えております。

個人的な体験ですけれども、2005年から2008年、3年間、アメリカのほうでトラウマトリートメントの研修なども見せていただきまして、ちょうど今の日本の状況に少し重なる、10年の違いというところもあります。どんなところで予防的な取組ができるかということがとても大事であると同時に、いろいろな体験が子どもの成長・発達を損なうのだという、大人の視点が非常に大事ではないかなと考えております。

それから、私は課題の主に3つ目、保護者支援というところが自分の専門と重なるところかなと思っておりますけれども、現在、自分自身がやっている取組も含めて、親支援。それから、親だけでなく、親を支える支援者。先ほど利用者支援専門員ですか、そういったお話もありましたけれども、そういった方たちも含めて、どんな取り組み、枠組みをつくっていくか、その中で子どもや親子、家族というものを支えていくかという視点がとても大事ではないかなと思っております。

そういう意味では、多職種連携も含めて、いろいろなところでの取組も今後どうやっていけるかというところを考えていきたいなと思いますし、それから、親支援も、予防的な観点でいけるものと、医療とかハイリスクといった視点でもっと取組が必要になってくるものと、いろいろあると思います。アメリカで見てきた継続的な家庭訪問の支援というのは、低年齢、低所得、シングル、被虐体験、精神的な疾患とか社会的な孤立といった要素を挙げて、そこにはハイリスクという認定をしながら継続的な取組をし、一方でジェネラルなというか、予防的な取組をするというものもちょっと見せていただいたりいたしました。そういったものを全体としてどう枠組みをつくっていく、届けることができるかということもとても大事なかなと思っております。

以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

それでは、松田構成員、お願いいたします。

○松田構成員 ありがとうございます。世田谷で活動している松田です。

ちょうど、今日午前中に中学校の家庭科の授業で、地域の赤ちゃんを連れてお父さん、お母さんが授業に来てくださって、赤ちゃんを抱っこする体験をしました。今回の体罰等によらないというところでは、既にそこを卒業して一周している国があるということを私たちが教えていただいて、ダイレクトに伝えることはできないですけども、教育の中でしっかりとそこをひもづけていただきたいということを、まず1点入れていただけたらと思っています。

いろいろな形があると思うのですけれども、今のリアルなお母さんたち、私たちが地域で子育て支援拠点と利用者支援事業をやっていますので、一番の相談は、たたいてしまったとこっそり打ち明けてくれたり。あとは、パートナーがたたいていて、どういうふうにかかわったらいいかわからないというところで、結構リアルな形があります。

このところの報道で、体罰は禁止ということが相当流れたり、虐待に関するニュースが流れていると、自分は明日やるかもしれないという気持ちがあったり、グラデュエーションはいろいろですけれども、ほぼ皆さんが抱えていらっしゃる不安に、逆に不安と困り感が出ているところでは、具体的な声かけや励まし、プログラムが地域にもっと利用しやすい形であることがいいのかなと実感しています。自分もげんこつで育ってきたしという声を本当にリアルに聞いています。

パートナーシップに関してはなかなか難しいというところでは、そういったところにも専門家の皆さんのお知恵をいただいて、地域でダイレクトに話を聞いている人たち、専門家までは行かず、地域の親切であったり、まさにファミリー・サポート・センターの援助会員さんというのは地域の方ですので、そういった方たちのわかりやすいポイントをまとめたプログラムや研修メニュー。それから、地域子育て支援拠点では、日常ですので、講座だけではなくて、日々のかかわりの中でどうあったらいいかというところについて、隅々に行き渡るような仕組みがあっていただきたいなと思っています。

1次予防とか発生予防という形で、地域のほうでは活動しているのですけれども、実際のところはかなり混じってきているということと、児童相談所とか警察を呼ばれてしまったと通告されているような御家庭も当然来ていたりします。子育て世代包括支援センターになっていますので、保健師さんとの連携、それから要保護児童協議会、要対協にかかわっていく人たちが、そこをきちんと連携していけるような取組ということも、体罰に関する意識とか範囲をしっかりと伝えていくことということが最初に必要なのかなと感じております。

あと、もう一つ、子どもの声を聞くということに関して、アドボケイトという言葉も私も習ったのですけれども、子どもの権利を、権利条約を含めて、そこについて学ぶ機会、関係者がまずそこをしっかりと押さえるということが、まだまだこれからスタートのところ

だと思しますので、やることはいっぱいあると思いますが、地域のほうのどうしたらいいかという声を、できるだけこういうところとつなげさせていただけたらなと思っています。

よろしくをお願いします。

○大日向座長 ありがとうございます。

それでは、森構成員、お願いいたします。

○森構成員 弁護士の森と申します。

提出させていただいた資料を幾つか紹介させていただきたいと思っておりますが、まず、ブルーのパンフレット（資料5-8）をご覧くださいと思います。これは、日弁連でつくっております体罰禁止等に関するパンフレットでありまして、詳しくはご覧いただきたいと思っておりますが、11ページに「Q7 体罰等を法律で禁止するとどのような効果が期待できるの？」ということで、12ページの棒グラフで、体罰禁止国では、子どもをたたくことが、軽いものも重いものも大きく減少しているという報告がされています。

その中で、11ページの回答の中段あたりですが、各国の比較調査により、スウェーデンのように法的禁止と啓発の両方を行う場合が最も効果が高く、啓発だけの場合では法的禁止だけよりも効果が低いこと、法的禁止も啓発を伴わなければ十分な効果が得られないことが指摘されていますとありまして、まさに法的な禁止が実現しましたので、これから啓発をきちんと充実させていくことで、大きな効果を得ることが期待できるという状況にあると考えております。

その中で、押さえるべきポイントが幾つかあると考えておりますので、資料5-1をご覧くださいと思います。第1に、特に重要なことについて列記させていただいておりますが、1の○印、子どもの権利保障の明記。これは、子どもの権利条約でも述べられていますが、子どもの権利アプローチとか、子どもの権利基盤アプローチと言いますが、子どもの権利を守るための取組だということから出発することが必要です。

次に、今回の親権者等の体罰禁止により法的には全ての人による体罰が許されなくなることの明記。法文上は「親権者等」となっておりますが、これは政府答弁にもありますが、そもそも懲戒権がない方については体罰も許容する余地はないわけですから、懲戒権を持つ親権者等について禁止されれば、全面的に禁止されます。みんながしてはいけないということを社会に明確にメッセージを送ることが非常に大切でして、ぜひガイドラインにおいても盛り込んでいただきたい。

次に、啓発の対象には子どもも含むのでありまして、子どもを対象にしたガイドライン等も作成する。これは、子どもの権利条約でも明記されていまして、大人も成人も子どもに対しても啓発することを条約国は約束しておりますので、ぜひこれも必要になると考えております。

次の2の○印のところですが、先ほど高祖さんもお話ありましたが、どんなに軽いものでも、軽微な体罰も禁止されることの明記。これは、附帯決議において、子どもの権利条約を参考に具体例を示したガイドライン等を早期に作成するとしているわけでありまして、

子どもの権利条約の解釈基準を示す、先ほど厚労省のほうからも御説明ありましたが、一般的意見においては、どんなに軽いものであってもということが書かれているわけですので、この点についても明記する必要があると考えております。

最後の○印で、暴言等も許容されないことの明記。先ほどもお二人からお話がありましたが、たたくことだけではなく、暴言などの心理的な虐待などについても、きちんとフォローするようなガイドラインである必要があると考えておりまして、それは政府答弁でも、心理的虐待は明確に禁止されていますという答弁がありますし、それから法文上も、その他の民法820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為はしてはいけないと言っているわけですから、この中に暴言等、心理的虐待、あるいは心理的な攻撃についても含まれるわけですので、その点についてもガイドラインに含めたものにしていく必要があると考えております。

その後、幾つかポイントだけ紹介させていただきたいと思っております、3ページに行きまして、先ほどの繰り返しになりますが、附帯決議では、子どもの権利条約を参考に具体例を示したガイドライン等をつくると言っております、それでは、子どもの権利条約はどのように述べているのかということについて、ポイントを幾つか押さえさせていただきます。

3ページの中段あたりに子どもの権利条約19条がありまして、この1項の下線部分を読ませていただきますと、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとるということが規定されております。

その下をご覧くださいますと、42条で、締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束しております。

43条をご覧くださいますと、この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会を設置する。

条約に基づき、これがいわゆる国連子ども権利委員会ですが、設置されておりました、国連子ども権利委員会が条約の解釈を示しているのがその下にあるのですが、国連子どもの権利委員会一般的意見8号「体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利」といったものが出されております。その中に、先ほども御紹介ありましたように、例えばパラグラフの11は、体罰が、どんなに軽いものであってもということによって定義されております。

その他、特に重要と思われるものについてピックアップして下線を引いておりますので、また今後の議論の中で適宜参考にさせていただきながら議論させていただきたいと思っております。

その中でも、例えば4ページの下パラグラフ40の下線を見ていただきますと、親による子どもの体罰が明るみに出た場合に、すべての事案で親が訴追されなければならないというわけではないということも明確に述べられておりますし、右上をご覧くださいますと、

懲罰的ではなく支援的かつ教育的な介入を通じて防止を図るべきであるということも述べられております。

パラグラフ45においても、意識啓発が必要であるということが、先ほどの条約42条も言及しながら述べられております。

さらに、6ページをご覧くださいますと、上に国連子どもの権利委員会一般的意見13号「あらゆる形態の暴力から解放される子どもの権利」ということで記載しておりますが、先ほどのものが8号でして、より包括的な意見として13号というものがありまして、この2つが特にこの問題にかかわる重要な一般的意見ということになりまして、そこにも重要な指摘が幾つかあります。

例えば、パラグラフ3の(b)においても、子どもの権利基盤アプローチのためには、子どもをもっぱら「被害者」と見るのではなく、権利を有する個人としての子どもの人間としての尊厳等を見ていく必要があるという指摘がありますし、(e)におきましては、意見を聴くことの重要性や、かつ、子どものエンパワーメントと参加が、子どもの養育及び保護のための戦略およびプログラムの中心となるべきであるということの指摘もあります。

7ページをご覧くださいますと、パラグラフ17のほうで、例外は存在しない。委員会は、どんなに軽いものであっても、子どもに対するあらゆる形態の暴力は受け入れられないということを強調しております。

パラグラフの41でも、あらゆる場面におけるあらゆる形態の子どもに対する暴力の絶対的禁止が必要であるということを指摘しております。これは、国連子どもの権利委員会が示した条約の解釈でありまして、日本も当然尊重する必要がありますので、ガイドラインにおきましては、ぜひこういった規定や意見について、それを満たすようなものにできればと考えております。

その後、これは厚労省のほうからも御説明いただきましたが、国連子どもの権利委員会が日本に対して総括所見や勧告も出しておりまして、それについても、先ほど紹介していただいたように、どんなに軽いものであっても、明確に禁止すべきだということを勧告していますので、それはガイドラインにおいて、ぜひ明確化する必要があると考えております。

あと何点かですが、8ページの下3の持続可能な開発目標(SDGs)、それから世界保健機構(WHO)の「INSPIRE」と書かせていただいているのですが、今、政府のほうでもSDGsということで、その中で子どもに対する暴力にも取り組もうということで、9ページのほうにその指標となるものについても記載させていただいていますが、ガイドラインにおいても、こういった指標を意識しながら、ガイドラインを作って終わるのではなく、それに基づきデータを集め、施策を検証するという形にしていく必要があると考えております。

最後に、10ページの6をご覧くださいますと、英文ですが、世界の体罰全面禁止国を評価しているグローバルイニシアチブという団体がありまして、これは世界的にも信頼を集

めている団体ですが、日本は今回の法改正で体罰全面禁止国と評価できるかという点、そこは保留しますということを書いていまして、それは資料（5-2）のほうでも入れさせていただいていますので、ご覧いただきたいのですが。ガイドラインにおいて、どんなに軽いものでも禁止することと、親権者等だけでなく、あらゆる環境の大人が禁止されるということが明確になることによって、全面禁止国と評価しますとメッセージを発信しています。ですので、日本がそういった全面禁止国と評価されるようなガイドラインが実現できればと思っています。

最後に1点だけですが、実際、体罰等の問題について、現状はどうかといったことについては、調査などに基づいた議論も必要になってくると思うのですが、その点について、セーブ・ザ・チルドレンさんのほうで、これまでに大人を対象にした調査をされていますので、これも配布資料とさせていただきます。

それから、資料5-5をご覧くださいと、こちらは早稲田大学の喜多先生が中心になってまとめてくださった報告書ですが、これは子どものほう、大学生などの若者に対する調査をまとめられたものです。非常に貴重なものだと思いますし、ご覧いただきますと、子どもたちがたたかれることよりも、むしろ心理的な攻撃により傷ついているといったことが明確になっていることもわかりますので、こういった調査の結果も参考にしながら議論が進めば、より充実したガイドラインになるかと思っています。

以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

それでは、山田構成員、お願いいたします。

○山田構成員 四天王寺大学の山田と申します。今は大学に勤めているのですが、以前は保健師をしていましたので、どちらかというところ、乳幼児、そのお母さんを中心に私は考えています。そういう立場で少しお話しをさせていただきたいと思います。

まず、体罰の範囲ですが、全面的に禁止する方向がいいと思います。いろいろな研究も進んできています。子どもたちの脳の変化、影響ということもされてきていますし、諸外国では、以前から取組をされていますので、ぜひ全面的に禁止という立場で、この検討会はしていただけたらと思います。それで、心配するのは、暴力を受けて育った子どもが親になったとき、暴力をしやすくなると思います。そういう意味でも、今からやっていくことが必要なのではないかと思います。

では、実際にガイドラインをどんなふうにしていくかということになるのですが、イメージがいろいろだと思います。1つは、厚生労働科学研究で10年に1回の調査をされているのです。直近は平成22年で、少し古いのですが、就学前の子どもの親に聞いたものです。自分は子どもを虐待しているのではないかと感じる親は、1割ぐらいいる。その虐待の内容を聞いてみると、感情的な言葉が先ほどから出てきています。言葉が8割ぐらいで、暴力的なものが5割弱あるということで、お母さんたちは感情的な言葉を使ってしまった、たたいてしまったという自責の念があるのではないかと。そういう親が、どういうふ

うにしたら暴力を用いなくて、あるいは感情的な言葉を用いなくて、しつけというか、育児ができるのかなというところにぜひ焦点を当てていただきたいなと思っています。

そのためには、具体的にどういうふうにしたらいいのかという方法論があまり普及していないように思うのです。そういう意味では、体罰をしそうになったときにどういうふうにするのかということをも1つ具体的に挙げていただくのと。一方、そういうことはだめですよと言うだけじゃなくて、愛着形成をするにはこんな方法がありますよということも、皆さんに知っていただきたいことかなと思います。

3つ目は、親のメンタルヘルスです。先ほどから支援者とか親をどうするかというのが出たと思うのですが、母親1人で育児しているということが多くて、ストレスとか、そういう余裕のなさが、たたくとか、感情的な言葉が出てくるといことがあるかと思っていますので、その辺の育てている者をどういうふうにしたらいいのかということも、ぜひ含んでいただけたらと思っています。

それから、これはガイドラインと少し別かも知れませんが、社会で暴力をなくして育てるということを強力に進めていかないと、親も苦しいと思います。社会がそういうことをあわせて理解してくれると、親もやさしくなれるということもあるかなと思いますので、その辺も少し考えていただけたらと思っています。

以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

委員の皆様から、本当に幅広く貴重な御意見、また貴重な資料を御提供いただきまして、誠にありがとうございます。

ひとわり御意見をいただきましたが、ほかの委員の御意見をお聞きになって、追加したい、あるいは御自分の御意見にもう少し加えたいということもおありかと思います。どうぞ御自由に御発言いただければと思います。挙手をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。事務局からも何かありましたら、いただきたいと思います。

森構成員、どうぞ。

○森構成員 いろいろな視点からいろいろなお話を伺いまして、私も大変勉強になりましたし、さまざまな意見がまとめられて、いいガイドラインができればいいなと思いました。

それで、事前に進め方としてお聞きしていたのが、3回ぐらい、こういった会を開いて、それから厚労省のほうでガイドラインをまとめられるという感じでお聞きしていたのですが、ガイドラインをまとめられたものについて、検討会があるわけですから、検討会の中でも、またいろいろな意見を伝えさせていただきながら、一緒に作るような形にしていたほうが、よりよいものにできるのではないかと考えておりまして、ぜひそういった方法で御検討いただければと思っています。

○大日向座長 ありがとうございます。

年内目途に一応ガイドライン作成ということになっておりますが、プロセスはもちろんですけれども、でき上がった段階で、さらにという御要望ですね。

事務局のほうから、それに対して何かありますか。

○柴田室長 今回、資料2で年内目途に取りまとめ予定とお示しましたが、検討会の開催回数は柔軟に考えています。

今の森先生のご発言は、ガイドラインは年内目途ということで、その後、啓発資料と一緒に作成するというイメージでおっしゃったのでしょうか。

○森構成員 いえ、ガイドライン自体もぜひこういった検討会の場で検討させていただければと思います。

○福丸構成員 文言とか、そういうもの。

○森構成員 内容とか文言とか。

○柴田室長 ガイドラインは、構成員にこの場で意見を聞いて、御意見を賜りながらつくっていきたいと思います。

○森構成員 先ほどおっしゃっていただいたように、啓発資料をどんなものにするかといったことも本当に大切だと思っております。あと、御意見にもありましたけれども、体罰などを使わなくてどうすればいいのかということも本当に大事なのですが、それは恐らく年内めどで、とんとんとできれば一番いいと思うのですけれども、もう少しいろいろな知見なども参考にしながらつくる必要があるようにも思っていますので、先ほど柔軟にとおっしゃっていただいたと思いますが、そこはいいものをつくるために必要なプロセスをぜひ踏んでいただきたいなと思います。

○大日向座長 ほかにいかがでしょうか。

では、高祖委員が先にお手をお挙げですので、高祖委員、立花委員の順でよろしいですか。

○高祖委員 今、山田先生のほうからもお話ありましたけれども。親だけではなくて、いろいろな場面で、親の啓発は、もちろんいろいろなツールでされれると思います。しかし、親だけが一生懸命体罰を使わないで言い聞かせていたりすると、日本全国民がそうだねという意識がないと、そんなに言うことを聞かないのに、叩かないとだめだよみたいな感じの周りの冷たい目があると、どうしてもつらくなって、コミュニケーションでの解決が難しくなってしまう。

なので、そこは啓発の部分になると思うのですけれども。啓発だと興味・関心がある方は知ってくださるみたいな感じがあるので、できるだけ広く日本全体の意識として、子どもをたたいたりしないのだ、それはしつけとは全く違うのだというところを発信して、絶対ベースとして守っていきたいなと思っています。冒頭でもお話がありましたけれども、ちょうど4歳のお子さんの虐待死の事件がまたあって、先ほどニュースを見ていましたら、親はしつけのつもりだったということです。なので、しつけと暴力は全く違うものだというところを日本全国の親だけでなく、そこを広く浸透していくような形で進められたらと思います。

○大日向座長 ありがとうございます。

それでは立花構成員、お願いいたします。

○立花構成員 今日、高祖構成員とか森構成員が御提出された資料で、体罰の定義という話があったかと思うのですけれども、私、病院でたたいてしまっているお母さんたちに接することがあるのですけれども、体罰をやめるという話をする、じゃ、しかっちゃいけないのですねと、最初、勘違いされるお母さんもいらっしゃるのです。どこかの資料にポジティブディシプリンというものが入っていたと思うのですけれども、体罰の定義と同時に、子どもの心を育む上で、しつけの部分も非常に重要かと思えますけれども、しつけはどのようなものかとか、子どもの心を育むにはどういう形の教育がいいのかという定義なども、あわせてガイドラインに盛り込まれるといいのかなと思えました。

○大日向座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○福丸構成員 立花先生に続いて、そういう取組が幾つかあると思うのです。私自身のかかわっているケアもそうですけれども、PCITという心理療法だったり、コモンセンスとかペアトレとか、いろいろあるのですけれども、そういったものが、本当に具体的にどんな方法論として使えるか、どんな特徴があって、どんなふうにアプローチできるのか、どんなふうにしたらという、皆さんが選べるというか、たくさんある中から、こういつたときにはこんなものいいねというところまで持っていけるといいかなと思えます。どれがいいというのではなくて、たくさんあって、親も大人も選べる。そして、親を含んだ大人が関係性をよりよくしていけるという取組になるといいなと考えております。

○大日向座長 ありがとうございます。

ほかに、いかがですか。はい、松田構成員、どうぞ。

○松田構成員 ありがとうございます。

今、お話しいただいたプログラムについてですけれども、輸入品も多く、高価だったりして、今というときにたどり着けないものがすごく多いです。自治体でも年に数回だったり、既に暴力をしてしまった方へのプログラムすら、まだ少ない状況ですけれども、そうではない時期から、もしかしてというぐらいのときからでも、まず学べるようなプログラム。

それは、名前がついていて、資格があってというものだけではなくて、日常の中に使えるように、なるべく身近な人たちのほうが、じゃ、やろうかと言ってやれるような。例えば、拠点の中でちょっとした時間を使って話ができるようなものであったり、そういったことを啓発というくんだり、そのぐらいまで、具体的に啓発はどんなふうにするのか、こういった人たちにするとということまでガイドラインで定めていただければと、取組が進むのではないかと思います。

地域の中で、基本的に予算がなくてできないという話になってしまうので、特別、手が届かないものではなく、当たり前、例えば中学校の授業とかでもそうですし、親になったというタイミングで行われるという仕組みに落としただけのようなことを自治体に

促すような、親に対してではなくて、周りの環境を変えていくというガイドラインにしていただけると大変ありがたいと思います。

○大日向座長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。どうぞ、森構成員。

○森構成員 今のお話の流れですが、おっしゃるとおりでして、結局、いろいろなプログラムがあるのですが、必要な方々に届いていないという現実がありまして、そこは国会の質疑の中でもやっていますが、なかなか予算も人員も足りずに十分行き届いていませんという答弁があったかと思うのですが、その状況を大きく変えないと、一部の熱心な取組はされているけれども、全然広く行き渡っていないという状況がずっと続いています。

1つは、そういった充実したプログラムを広くという方向も大事ですが、もう少し簡易な、例えば1時間とか30分でポジティブな働きかけを学べたり、あるいはリーフレットでもいいと思いますが、例えば携帯、スマホとかでぱっと見ることでも、ちょっとポイントがわかるような情報でもいいと思いますし、大がかりなプログラムになるとハードルがどんどん上がって、そのプログラム実施のための予算とかスタッフの養成となってくると、本当に大変ですので、もう少し簡易なものをケアする方向で、モデルを厚労省のほうでつくっていただいたりする。

例えば、ペアレントトレーニングの簡易版、入門版としてペアレントプログラムというものがあります。ただ、それでも何回かは参加しないといけない形なので、それをさらにもう少し簡易にするといった感じのイメージで、よりアクセスしやすいものがあると非常に有益ではないかなと思っております。

以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

どうぞ、高祖構成員。

○高祖構成員 今の件に関連しまして、立花先生の研究班と一緒に愛の鞭ゼロ作戦をつくらせていただきましたけれども、まさにこのリーフレットだけでは言い切れてはいないのですけれども、子どもとの向き合い方みたいなヒントの、本当に入り口のところです、その辺は盛り込みながら作成させていただいたという経緯もあります。意見書のほうに書きましたけれども、これをベースにしなくても、また新たなものでもいいと思うのですけれども、親御さんが直接、それを見るだけでも意識が変わると思います。

今、この愛の鞭ゼロ作戦のリーフレットも、日本版ネウボラで進めてくださっているところで、浦安市とか千歳市さんとかはネウボラファイルにとじ込んでくださって、妊娠中から情報提供してくださっているということです。あと、長野でも、愛の鞭ゼロ作戦を使ってお伝えくださっているということで、暴力、子どもに手を上げるというのが、調査の人数は少ないらしいですけれども、そういうものが減っている傾向も見られるというお話があります。

なので、まずは入り口として、皆さんおっしゃっているように、簡単に親が読めたり、

それを使って支援者の方が説明したりというのができて、そこから福丸先生がおっしゃったように、具体的ないろいろなプログラムの中から、私はこれが合っているかなという事で学べるような感じになるといいかなと思います。

○大日向座長 ありがとうございます。

まだ時間がございます。ほかにいかがですか。はい、松田構成員、どうぞ。

○松田構成員 ありがとうございます。

地域で相談を受けて、たたいっちゃうのですという方とか、今は要対協の枠に入れていただいていますので、その中で、通告まではいかないのですが、こういう方がいますということで連絡したり。それから、場合によっては、当事者の方の同意を得て、保健師さんと少しお話しをしてみる。よかったら私のほうから軽く紹介しておくけれども、じゃ、お願いしますということでおつなぎするというのを、利用者支援とか拠点のスタッフがやっています。

本人も悩んでいる。懲罰的ではない支援とか介入において、私たちのほうがグラデュエーション的にはかなり白いというか、まだ不安に思っているぐらいだったり、実際ちょっとやってしまったぐらいの発言があったときに、自治体につなげようと思ったときに、その自治体のほうが大変で、そのぐらいならまだ手立てがないと、次の健診で様子を見ましようという感じにどうしてもなってしまうがちです。

言葉では連携とあるのですけれども、そこを受けとめていただくのにすごく難しさがあるって、保健師さんもそこにかかわりたいけれども、忙しいとか。どのレベルで情報交換したらいいのだろうという迷いとかがたくさんありました。世田谷は、今年、利用者支援事業とネウボラのチームが子育て世代包括支援センターに位置づけられましたので、気にせずどんどんしてくださっているのです。逆に、総合拠点の子ども家庭支援センターは全件、48時間原理みたいになってしまうので、包括センターは、それをどう受けとめていくのだろう。しかも、児童相談所も世田谷はやりますので、かなり緊急性の高い案件を扱っているところで、つなぐことの難しさというのもすごく具体的に直面しています。

体罰に関する報道の後は、そういった不安で直接御自身から相談がある。189も多分そういうものが増えていると思うのですけれども、そういった方を継続的にモニタリングするところで、実際にそれで教育的なプログラムであったり、御自分たちで実践するトレーニングに入っていくところにつないでいくつなぎであったり、そういったところの連携というものを今、かなり模索中で、専門職の方のほう戸惑いは多いと思います。地域のほうが、あれっというときにも引っかけてしまいますので、日常的に毎日会っているような御家庭だったりするので、どこまでやるのだろうか。

保健師の先生方のほうがそこは御存じだと思うのですけれども、地域のほうも抱え込まないようと言われていたけれども、どこまで見守っていていいのだろうか。そういったことが、これによって、もっと当たり前になるまでの苦しい期間は、地域のほうの役割がすごく大きくなっていくので、そこについて具体的にどうしたらいいというのが私たちに

は全然わからないのですけれども、何かガイドラインの中で触れていただけるとありがたいと思います。

○大日向座長 ありがとうございます。

随分たくさんの貴重な御意見をいただきました。他はいかがでございますか。森構成員、どうぞ。

○森構成員 先ほど、私から申し上げたところにつきまして、資料5-4をご覧いただきたいのですが、子どもすこやかサポートネットとセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの連名の提言になっています。子どもすこやかサポートネットのほうは、私もかかわらせていただいている団体でありまして、1から11まで、さまざまな提言をさせていただいてまして、その中の5番が、体罰等によらない養育を学べる保護者支援プログラムをすべての市町村で提供することということでして、その6ページをご覧いただきますと、この5番について詳しく説明させていただいています。

具体的内容等のところをご覧いただきますと、最初のところで、国連子どもの権利委員会は、上記のとおり、「積極的な、非暴力的なかつ参加型の形態の子育てならびにしつけおよび規律を推進」してくださいということは明確に勧告しておりまして、それが必要であることは間違いないといえますか、広く共有されているところであると思います。

その下に、保護者が集まる場や機会を利用する等して容易に実施できる簡易な保護者支援プログラム（ニーズに合わせて短時間のものから半日程度のもので頻繁に開催できるもの）を、民間の持つノウハウや人的リソースも活用して実施する。これをぜひつくっていただいて、実施していければ、いろいろな機会、ちょっとした健診時の母親学級とか両親学級とか、そういうところでもいいですし、学校でやってもいいと思いますし、活用しやすい簡易なものができる、大分広がりが出てくると思っております。

以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

私からも少し考えを申し上げたいと思います。この検討会のお話をいただいたときに、親と子の現状から考えて、非常に大切で必要なことを議論する検討会だと思いました。でも、その一方で、非常に難しいなというのも率直な印象でした。難しいけれども、大切だし、必要だという、でも難しいと、行きつ戻りつ、逡巡するような思いで、今日臨ませていただきました。そもそも、この検討会に課せられている、期待されているガイドラインの作成は何を目指すべきなのだろうかということ、皆様の御意見を伺いながら、改めて考えたところでございます。

まず、体罰を法的に禁止する。これは、子どもの心身の発達あるいは権利を守る上で当然のことですね。他方で、とはいえ、親の不安、戸惑いも、皆さんがよくおっしゃっているように強まっている。ちょっと手を上げてしまったとき、これは体罰をしてしまったのだろうか、子どものトラウマになってしまったのではないかと怯えている、法的に禁止が

明確に打ち出されると、今まで以上に親の子育て不安、ストレスが非常に強くなっている声も現場の随所から聞かれているところです。

そういたしますと、法的禁止と啓発の間をどうってガイドラインを作っていくかということかなと思いますが、そのときの一つの参考として、森構成員が貴重な資料を幾つか出してくださった中に北欧の事例があります。特にスウェーデンは、国会で体罰を全面的に禁止したのが1979年でした。ただ、法律で禁止してから、本当に体罰は子育てにあってはいけないということを、スウェーデン人たち、親も周囲の人々もすくとんと身体に染み込むまでに、さらに三十数年の月日を経て、ようやく今日に至っているということも見聞きしております。

私たちが作らせていただくガイドラインも、これから先、そのくらいの年月の議論にたえ得る基盤となるものを提起させていただければという思いがございます。

皆様の御意見を伺いますと、御専門や活動なさっていらっしゃるフィールドの違いがあって、本当に幅広の視点、御意見を御提起いただいたことは、第1回目としては非常にありがたいことだったと思います。しかしながら、そうであればこそ、議論を集約して、今回はどの視点で何を議論するかというスケジュール感をしっかり打ち出したい。限られた期間での検討でございますので、そのあたりは事務局ともよく御相談させていただきながら進めさせていただければと思います。

途中の段階での座長としての意見を申し上げさせていただきましたが、なお、30分ほど余っております。事務局からも何か御意見があれば、私たち構成員に対する御要望でも構いません。率直で忌憚のない意見交換をもう少しさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。今までの構成員の御意見などを聞いていただきながら、何か事務局からおありですか。

○柴田室長 まさに座長にお話しいただいたように、さまざまな立場の構成員から、世界、日本、そして現場から、いろいろな観点からの御意見をいただきました。いただいた御意見を踏まえて、検討していきたいと思えます。

○大日向座長 ありがとうございます。

委員の皆様からほかに御意見はいかがですか。どうぞ、高祖構成員、お願いいたします。

○高祖構成員 今、大日向先生からもありましたけれども、意見書にも書かせていただいたのですが、ガイドライン自体、そもそも軽いものも体罰にすべきというところは、皆さんの一言ずつの御発言から、そのずれはないのかなと私は捉えさせていただきました。

そして、具体的なガイドラインのイメージが、本当は1回目、この場であらあでもよかったですけれども、言葉になったときにどう捉えるかとか、ここまで言うとならという、一つ一つに対して、ここに書くべきか、書かないべきかという細かいニュアンス。それをここが中心になってやらせていただくのだと思うですけれども、それが子育て中の一人一人の親においていくときに、どうとられるかみたいなのも含めて、一つ一つの言葉とかをかなり丁寧に議論していく必要があるかなと思っています。

なので、1回目で、今から言ってもしようがないのですけれども、ぜひ時間を有効に使わせていただいて、次回はガイドラインの案が出るのかもわかりませんが、それまでできるだけ事前に提示していただいて、あるいは皆様、それぞれのフィールドの中で全部オープンにするということではありませんけれども、子育て中の親だったらどうなのかとか、支援者がこれを見たときにどうなのかとか、いろいろな観点から考えたりする時間が必要だと思います。その場でぱっと見て答えられるものでもないと思うので、その辺を含めて、事務局の方、大日向先生が言われたように、とてつもなく結構大きな課題だと思っております、素案づくりはとても大変だと思うのですけれども、ぜひ丁寧に進めていけるといいのではないかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大日向座長 ありがとうございます。

今回も事前に資料をお送りいただきまして、ありがたいことだと思えました。事前資料の送付は、セキュリティの問題もあるかと思しますので、そのあたりは構成員の皆様にご配慮いただくとして、事前にいただける資料があれば、限られた時間の議論を有効にという御意見はたしかにその通りですので、今回と同様に、今後も御検討いただければと思います。それでは、どうぞ、森構成員。

○森構成員 今後のスケジュール感、先生からもお話があったと思うのですが、とても大切だと思っております、できましたら、私のほうでもガイドライン案みたいなものを作成して、次回は御検討いただくようにしたいと思っておりますが、それは私個人ですので、並行して厚労省さんのほうでも案をできるだけ具体化しながら。話をばらばらと抽象的にして、最後にぱっとまとめるとなると、具体的なものが見えにくいまま進行してしまいますので、できれば1回ごとに肉づけをしていくといいますか、大まかな骨組みなどを具体的につくりつつ、そこのニュアンスの表現をブラッシュアップしたりとか、こういった形で進めることができますと、より効果的な検討会になるのではないかと思います。

大したものではないかもしれませんが、私なりに次回までに案みたいなのもつくらせていただこうと思っておりますので、また、そういった方向での進行が実現すればと思っています。

○大日向座長 ありがとうございます。

森構成員も、そして、ほかの構成員も、御意見等ありましたら、どうぞ事務局のほうにお寄せいただければと思いますので、お願いいたします。

少し早いのですが、このあたりでよろしゅうございますか。局長もお見えくださいましたので、何かお言葉いただければと思います。

○渡辺子ども家庭局長 子ども家庭局長の渡辺でございます。今日は、公務がありまして、第1回目にもかかわりませず、遅れまして申しわけございませんでした。

先生方には、本当にお忙しい中、お集まりいただきまして、今、非常に幅広く、また今後の進め方も含めて、いろいろ御意見をいただいたこと、我々としてもしっかり受けとめて、できるだけ効率的に議論できるようにしたいと思いますし、座長からもお話ありまし

た、まずは法改正ということで第一歩を踏み出したわけですが、まさにこれをどう生かしていくか。ガイドライン、先ほど御意見も出ておりましたが、ガイドラインをどう伝えていくか。それを伝えていくための環境整備をどうしていくか。ある意味子育て全般というか、非常に大きな射程を持った議論だと思っております。

そういった中で、もちろん行政としてさまざまな環境づくりとか、そういう部分も予算等々もございます。ただ、その出発点となる、核となるガイドラインのまさにコアの部分というのは、ここで御議論いただくところだと思いますので、次回以降、できるだけ具体的な御議論をいただけるように、我々としても進め方も含めて工夫していきたいと思っておりますので、ぜひ引き続きよろしくお願ひいたします。

○大日向座長 ありがとうございます。

それでは、最後に事務局から、次回日程など、御連絡事項をお願いいたします。

○大野課長補佐 本日はありがとうございます。

次回の日程につきましては、調整の上、随時御連絡させていただきます。

今回の内容につきましては、この議論のほうで御意見を頂戴いたしましたので、それも含めまして調整の上、御連絡させていただきます。

○大日向座長 ありがとうございます。

それでは、本日の検討会はこれで閉会といたします。

ありがとうございます。